

平成 30 年度 第 2 回 蕨市地域自立支援協議会 議事録

日時 平成 31 年 3 月 20 日 (水)
午後 2 時 00 分～午後 3 時 45 分
会場 福祉センター 3 階 第 2 集会室

<出席者> (敬称略)

委員：鹿子木 順子 (会長) 島崎 利行 (副会長) 矢作 哲 金子 雅裕 井上 美和
望月 勇志 柿沼 正二 田辺 靖爾 小川 君子 池上 早苗 保坂 淳
米山 由美子 高垣 由美子

事務局：関 久徳 (健康福祉部長) 石丸 岳広 (保健センター所長)
安治 直尚 (福祉総務課長) 佐藤 則之 (障害者福祉課長補佐)
黒須 康文 (障害者福祉係主査) 稲川 亜希子 (障害者福祉係主任主事)
障害者福祉センタードリーマ松原：金谷徳英 (相談支援専門員)

1. 開会

2. 会長挨拶

事務局：議題に入る前に資料の確認を行う。

傍聴希望者あり。事前に会長の許可を頂いた。蕨市地域自立支援協議会の傍聴に掛かる取り決めに基づき、傍聴を許可したい。

3. 議題

(1) 平成 30 年度蕨市地域自立支援協議会事業報告について

事務局：資料 1 「平成 30 年度蕨市地域自立支援協議会事業報告」を用いて報告を行う。

本日第 2 回目ということで、「平成 30 年度蕨市地域自立支援協議会」並びに「基幹相談支援センターの事業報告」、「障害者差別解消並びに障害者虐待事例報告」、「新部会の立ち上げについて」と各議題に沿って議事を執り行う。

(2) 平成 30 年度基幹相談支援センター事業報告について

事務局：資料 2 「平成 30 年度基幹相談支援センター事業報告」を用いて報告を行う。

部会長：ベストライフが無くなり、分かれて相談支援が始まった。今までベストライフにいた方が変わったりしたが 1 年が経ち、何か困ったことや変わったことはないか。

委員：順調に行っているが、ちゃんとした支援が出来ているかという利用者の方が決められることなので、精一杯やっている。

委員：ベストライフで担当されていた利用者さんが2名ほどいた。川口の相談支援事業所に決まり、ベストライフの時よりも熱心にやってくれているのでありがたい。

委員：うちは糸ぐるまさんにきちんと対応して頂いている。

部会長：新規相談の対応等でどういってお話をされて、どんな状況なのか。

委員：相談支援事業所が集まる会議なので、事業所ごとに受けられる件数であったり、新規受け入れ状況を状況把握している。福祉総務課でも把握が必要だし、基幹の動きとしても必要。情報共有、現状の確認として、うちはもう一杯ですとか、まだ受けられますとか、そういう状況の把握をしている。

事務局：権利擁護部会の開催・実施について報告する。虐待の事例検討の一つとして、利用者に対して〇〇ちゃんと呼ぶ呼称について部会内で取り上げグループワークをした。そこでは講師の先生から、どんな理由があってもちゃん付けは駄目で、さん付けで統一していくのが今の考え方とのことだった。お子さんであってもなるべく早い段階でさん付けをしていくような時代だということでズバリとコメントを頂いた。いろいろ考え方はあると思うが、今のスタンダードな考え方を聞いたということでよい刺激を受けたのではないかと思う。

委員：学校でも傷を作ってきたお子さんとか、或いは学校で今のようなお話で傷が付いてしまったお子さんの話は、なくはない。とにかく校内でもそれを明らかにしていく、怪我であるとか事故であるとか、今のお話にあったが保護者への電話とか気を付けるようにはしている。

委員：先程の、「児童もさん付け」という話で、その裏に隠れていることは、子どもも1人の人間として自覚して尊重するという思想の基における呼び方なのだなということ、お母さんたち保護者の方には、呼び捨てで呼んでくれた方が家族的でよいという方もいる。それはそれで、しなくてはならないということではないのかなと、関わりの質自体を問うているのかなと思った。いつも思うのは虐待する前にそのサインに気付くというか、職員同士が言い合える雰囲気、「それ虐待っぽい関わりじゃないの」と、職員同士が平等に意見交換できる雰囲気が大事じゃないかと学園内では話している。

関係機関：感想だが、差別解消法や虐待防止法は、なかなか身近に障害のある方がいらっしやらないと、どうしても他人事というか、この法律自体を知らないという方も多いのではないか。広報活動でパンフレットを配るとのこと、民生委員さんにも広めていくという活動はとても大事なことで、その民生委員さんから市民の方にもどう落とししていくかというところも考えて行けたらと、聞いていて思った。

委員：蕨で医療的ケア児は何人ぐらいいるのか。

事務局：医療的ケア児は各市町村においても把握するのがなかなか難しく、サービスを使っている方とか申請等があればわかるのだが、蕨では2名程度サービスを使っている方

がいる。数の把握や周知は、サービスがあるのを知らずにいて困っている家庭も多くあると聞いているので、実態を把握するのが今の課題。

(3) 障害者差別解消に関する相談事例及び障害者虐待事例の報告について

事務局：今年度、障害者差別解消法に係る新たな相談はなかった。昨年度報告した小学生の子を持つ親に発達障害があり、障害特性上、領収書等の管理が出来ず、医療費の償還払い請求手続きが難しいため支援をしてほしいとの相談に関しては、相談支援事業所の相談支援専門員による定期面談を行い継続して支援を行っている。次に障害者虐待事例について報告する。今年度新規の受付が3件ある。1件目は、放課後等デイサービスの事業所の従業員による通所児童への身体的虐待相談が保護者からあり、市の調査において虐待と認定された。この案件については事業所を運営する法人の責任者から、児童の保護者への謝罪と、再発防止に取り組む旨の報告がされている。

2件目は、養護者による知的障害者への身体的虐待で、平日の日中に通っている事業所から通報があった。通報を受けた当日に事実確認を行った結果、虐待であると認定した。そのため、その日の夜からの数日間、相談支援事業所と協力し障害のある方と養護者の生活を分離させた。結果、養護者の心理的な負担が減り、落ち着きを取り戻すことができたため、日常在宅に戻し、養護者と一緒に生活をし、定期的に状況確認をしていた。在宅に戻り4か月が経過した頃、本人がインフルエンザに罹患したことがきっかけで、本人の精神状態が極めて不安定になったため現在病院の医療保護入院となっており、養護者との生活を分離している。

3件目は、就労継続A型指導員による知的障害者への不適切な指導を受けたという相談が保護者よりあった。現在本人は既に事業所を退所しているが、事実関係を調査している。報告は以上。

委員：1件目は、同じ児童分野として気になった。やはり障害特性とか、放課後デイの職員の方もいろいろ正規だったり非正規だったり、雇用状態が不安定な中でやってらっしゃるので、なかなか職員の間で自身の特性を理解しながら支援していくことがとても大事なんだろうと思う。職員の人にもストレスを抱えてしまったり、その上司のアドバイス等が、その職員の間関係性というのがすごく大事だと思う。

委員：虐待について3件のうち2件は身体的虐待とのことで、あとは精神的虐待ということでのよいのか。

事務局：はい。

委員：精神的虐待というのはどういう状況なのかをもう少し深く話してほしい。

事務局：保護者からの相談内容としてはA型事業所で雇用契約を結び仕事をしているが、職員から作業のスピードが遅いとか、作業が丁寧ではないというところに対して、そんなことではお金をもらえないんだぞという強い発言だとか、本人が精神疾患も患っており、汚い手で触られたくないというところが障害特性上あり、その部分に対して保護

者から事前に事業所の方にそういうことのないようにしてほしいとお願いをしていたのだが、外での土作業の後の土が付いた手袋で促しのために手を差し出したところ、本人が汚い手で触ろうとしたと受け取ったり、そういったところも含めて精神的にひどく傷ついているということがあった。

部会長：ちょっと難しい。障害の特性をもちろん理解しなくてはいけないが、そういったことまでという。その方はA型に通われている方なので、言葉で伝えられて保護者の方にそれを訴えた。

委員：私の息子も精神疾患だが、強迫性障害が少しあり、手をカサカサになるほどよく洗う障害がある。障害の特性だが、そのような子には嫌なんじゃないかと思う。

部会長：虐待という言葉になってしまうのかどうかという線引きが難しい。その辺りを上手く対応していかないと、今後こういったことも増えていくかと思うので難しいとは思う。大きくて職員さんがたくさんいて丁寧に関わって頂けるところなら、そういった方は清潔なところで出来るかもしれないが、そういうところは全国で見てもなかなか、ないところが多いと思うので、上手く付き合ってもらえればと思う。

委員：虐待について先程あったが、障害児ですよ。しつけという名の下で暴力をふられて亡くなられた方の放送がされていたが、予備の段階だが、この点についてどのように今後、虐待について捉えていくか、まだ指針は出ていないが連携、ネットワークと絡んでくると思う。警察、弁護士とかいろいろなものが絡んでやっていかなくてはならないだろうという指針が出てきているようだが、その辺について市はどのように考えているのかを聞きたい。

事務局：まず第1に虐待があった場合、警察に通報するというのは当然のこととしてあるが、虐待が起きないような体制を関連機関が連携を密にとることが大事だと考えていて、建前上の話に聞こえてしまうかも知れないが、市では権利擁護部会を通して、関連機関の警察の方にも入って頂いて、そういった連携が直ぐに対応できるようにしているところと、虐待防止センターにおいては24時間365日対応できるような体制になっているところで、更に県の方では、#7171でそのダイヤルを押せば県の委託の業者が調整し、該当する市の方に連絡するというので、それについても24時間、担当職員のところにも連絡が来るようになっている。虐待は緊急性の判断が非常に大事になり、直ぐに連絡を受けられて警察に繋いだり、必要であれば身体的虐待など緊急を伴うものであればそこを分離するなど必要になるので、そういった連携を密に執ることが大事と考えている。

委員：今回の事件の中でたらい回しにされたということで、それぞれが責任を持った対応が出来なかった。それで、今ここでネットワークの話があったので、その点は十分に留意しながらやっていただきたいなという感じを受けた。

委員：学園の中でも、障害がとても重いお子さんで、遊びが家の中にないので、カレーの鍋を置いておいたらひっくり返してしまって、お母さんが、「なんだー」と言って、それが近所の方に聞こえてしまったというのがあった。お母さんもすごく育児ストレスを抱

えていて、学園に来て、お母さんと一緒にその子の遊びを作ったりして、ある相談事業所とも関わっていたので連携の会を開いた。家自体もあまり片付けられてなかったもので、そうやって連携する中で、家に入れてくれて整理を手伝えたり、お母さんはその子の全体像から関わり方を学ぶことで、そういうことが減ってきた。そういうシステムと、その子に関わるような人がチームでネットワークを作ってその親子を支えていくというようなものがきっと大事なんだろうと、その子の事例を通して思った。まだ見守りが必要とは思いますが、それだけでも大分違うと感じている。

部会長：特に子どもが小さいと、なかなか親も友達が出来ていなくて、あすなろ学園とかそういうところに通い始めて、初めて障害の親と知り合える。そうすると、障害はそれぞれ違うが自分の悩みを言い合える、解決しなくても聞いてもらえるだけでとても心が安心する。コミュニケーション、横の関係で職員さん同士もそうだと思うし、親同士もそうだと思うし、関係が助け合っていくうちに良くなっていくのかなと思う。職員さんもたぶんストレスが溜まりやすいのがわかる。自分の子一人だって大変なのに、何人も見なくてはならない。特に集団生活をされているところではすごく大変だと思うし、それも理解できる。だからと言って虐待というのは良くないし、それもきっと親だったり当事者だったり、職員同士というのが、どんどん話し合っ、ここをこうしていけばいいとか、そのやり方はちょっとおかしいんじゃないのとか、というオープンになった関係というのが大事になってくるのかと思う。

参加者：学校は義務教育なので、児童虐待というのは1つキーワードに上がってくるのかなと思うが、学校教育課としては学校から連絡が入ったら、福祉課もしくは児相に連絡を取って児童の確認を行う。その際に確認に行ってくれるのは児童福祉の方だが、やはり虐待であったりネグレストであったり、家に入れてもらえなかったり、食事を与えてもらえないというところがあったりすると、表面的には出ているが、痣があったりというものではないので日々の、教員とのコミュニケーションで気付くことが多いと思う。また学校の職員同士も先生同士でコミュニケーションをとる事によって、ちょっとしたそういうことに気付くような知識であったり技術という言い方は変かもしれないが、気付く目を養うことも大切なのかなと思う。学校現場も2極化が進んでおり、真ん中の層が少ない現状があるので、なかなか、研修会としては存在するが、言い伝えとかコミュニケーションの中で学んでいく機会というのが少ないので、研修会というのを蕨市の教育センター等で開催してスキルをアップしていくというのをやっているところ。

委員：障害の子どもは具体的に何か関りがあるわけではないが、高齢者の成年後見等を見ていると、自分一人では行動範囲が限られているが、いろんな事業所の方とか連携して頂いて何とかやっているのでは連携は必要なのだと、この話を聞いて思った。

部会長：本当にネットワーク会議は大事になっていて横の繋がり1つだけだとどうしても見えないところが、いくつか横の繋がりがあるといろいろ見えて来るものがあるので、是非、これから新部会等あると思うので進めて頂ければと思う。

(4) 地域ネット支援部会、新部会の立ち上げについて

事務局：資料6「新部会立ち上げに向けてのイメージ図」を用いて、報告を行う。

地域ネット支援部会と名前を付けさせてもらった。蕨は小さい市で、社会資源が多くない中で、皆でネットワーク、連携を取りながら地域を活性化させていこうということでこの名前になった。複雑なのだが、ワーキンググループ方式という形を取っている。従来の相談支援部会、権利擁護部会は一つのテーマについて話し合う形になるが、第3の部会ということで、蕨の規模でいろいろな部会を立ててしまうと同じような人達での会議となってしまう、それはなかなか厳しいのではないかという話になり、そこでワーキンググループということで、小さい規模でいろいろな課題を話し合っていこうということになった。この地域ネット支援部会の下の部分で、ワーキンググループということで、先程ネットワーク会議で話し合っていた医療的ケア児に関する諸課題についても、これを協議していくグループで、具体的にはこれをやっっていこうと決まっている。ネットワーク会議と何が違うかというところ、ネットワーク会議はネットワークで情報共有していくという、顔の見える関係作りというところで終わったが、ワーキンググループなので、ここから情報を発信したり、社会資源的なものを創設していくことが一つ課題としてある。細かい内容については、これからまた話し合っていくところ。上の部分の諸課題を検討するワーキンググループについては、今まで行ってきたネットワーク会議の流れを引き継ぐ形になる。様々な課題があると思うが、それについて年度毎に検討していくことになっている。もし必要があれば子ども支援ワーキンググループのようにワーキンググループ方式を残していく形で、また違う課題にアプローチしていくような、柔軟に課題に取り込んでいくようにすることで諸課題を検討するワーキンググループを予定している。一応、地域ネット支援部会の部会長、副部会長に関しては、島崎先生を部会長に、ドリーマ松原の大櫛が副部会長になる予定。子ども支援ワーキンググループのリーダーを島崎先生でお願いします。諸課題を検討するワーキンググループは、ドリーマ松原の大櫛がリーダーとなる予定。

事務局：資料5「自立支援協議会 専門部会運営要領」、資料7「地域ネット支援部会部会員名簿(案)」を用いて、報告を行う。

地域ネット支援部会の全体像、概要について話があったが、私の方からは諸事務及び部会の工程に関して話をさせてもらう。諸事務については、障害福祉に関わるネットワーク構築に関する事、障害者に関わる諸課題に関する事、障害児に関わる諸課題に関する事、医療的ケア児の支援に関する事ということになる。全体的に、障害者支援に関することが網羅できる形の部会を立ち上げようということで、こういった諸事務を設定した。部会員の構成については、今回の部会の性質上、ワーキンググループ方式を執る関係上、一定の人で固定するのではなく、取り上げるテーマによって随時変更をさせて頂きたいと考えているので、結構流動的に構成員を変えさせてもらう。新年度に関しては、先程の準備会、ネットワーク会議のところで、障害児についてのグループワーキングを行っているので、

引き続き諸課題として進めていきたいと考えているので、構成員に関しては資料の通り、教育関係者であれば公立の小中学校、特別支援学校の方、保健医療関係者であれば訪問看護の事業所、サービス提供者であれば子どもに関するところならば放課後デイサービスの事業所やあすなろ学園に協力を頂きたいと思っている。後は各相談支援事業所の事業者とその他のところで関係団体があれば入って頂ければというところで広く流動的に出来るように設定をさせて頂きたい。今回の支援部会の立ち上げに関して、3番目の部会になるので部会の運営要領について、第2条、第3条に新部会について追加させて頂きたい。

委員：幅広く、いろいろな課題があつて、柔軟に対応する組織内容になっている感じだと思うが、この間のネットワーク会議を準備していた時に、医療的ケア児の例をとってみても、ご家族の負担とか、家族やケアをする人を支えるという問題はすごく大事。それは発達障害であろうといろいろな障害であろうと、それを支えるご家族が安定していないと兄弟も含めてだが、そういうことを感じる。もう1つは、1つのところだけではなくて医療と教育と、教育委員会の方からも現場の先生を出してもらって、教育も福祉も保健も全部、面になって支援していかないと、子どもの支援は18歳までなので、横糸と縦糸がしっかり連携しないと上手くいかないというところで、何を優先順位として取り上げるのかということ自体も一杯ありすぎる。昨日も全県の施設長会議があつたが、医療的ケアのネットワークを構築しなさいと、医療的ケアのコーディネーターを付けていろいろ研修が行われた。うちは福祉型の児童発達支援センターだが、そこで医療的ケア支援が出来るような看護師の配置に対する助成とか、或いは保育士でありながら痰の吸引が出来る技術研修や、そういうこともやっていくべきだというようなことも大事だと思うし、発達障害も診断待機問題があつて、診断を待っている人がたくさん居すぎて、診断がされないというところがあるので、そういう問題に対しても不足しているということもある。埼玉県には発達障害者支援センターがあるが、その活用も不十分なところもある。蕨だったら外国人で障害をお持ちの方もいる。全国的な課題と、地域的な課題をどう区分けして優先順位を決めてやっていくのかという、整理しながらこれをやっていくということになるかなと思う。課題が多いので、優先順位を皆さんと話し合いながら、基幹相談支援センターの方がとてもスキルが高い方達が多いので、支援を受けながら、子どもたちの幸せのために、顔が見える連携が一番大事だと思う。こういう時はこの人に相談すればいいんだということが分かるので、多分そういう意味でネットという網の様に絡み合つてという象徴的な表現だと思う。

部会長：こういった子ども支援ネットワーク、地域ネット支援部会という形のもの全国的にあるのか。

事務局：通常であれば子ども部会、就労の部会、精神の部会というような形で、こういう内容をやるというのが見えるような部会の名称になり各市町村にもある。蕨の場合は10年くらい前からネットワーク会議というものがあつて、柔軟に対応出来るということが強み

としてあって、特に部会に属さずにそちらの要項の中でも自由にできていたということがあったので、それを無くしてしまうのももったいないのかなというのがあり、ネットワークという名前があったのでネットだけを使った。各市町村を調べてみたところネットワーク部会というのはいくつか県外でもあった。通常の形とは違うが蕨ならではの部会の形となっている。

委員：所沢に子ども部会があると聞いたことがある。保育園の先生や、療育施設、放課後デイサービスで合同研修のような形でやりながら作っていった。

部会長：いいことですよね。携わる方は大変だと思うが、顔が見える会議になるのかなと期待している。1年くらいすると良いお話が聞けるのかもしれない。

4. その他

なし

5. 閉会

以上を持ちまして閉会といたします。ありがとうございました。